

○新潟市営住宅の一部用途変更に関する要綱

(平成 27 年 7 月 2 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 30 条第 2 項及び新潟市営住宅条例施行規則（平成 9 年新潟市規則第 22 号。以下「規則」という。）第 18 条の 2 に規定する市営住宅の一部用途変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第 2 条 入居者が市営住宅の一部を住宅以外の用途に変更しようとする場合は、次の各号に掲げる条件を全て満たすときに限り承認することができる。

- (1) 用途変更を申請する者は市営住宅に入居している身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。）であること。
- (2) 対象となる用途変更の内容については、申請者が居住する市営住宅内においてあん摩、マッサージ、指圧、はり又はきゅうの営業であること。
- (3) 入居者又は同居者が前号に掲げる営業行為に係る資格を有していること。
- (4) 市営住宅の管理上支障がないと認められること。

2 市長は、前項各号に該当する場合であっても、次の各号に該当すると認めるときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 入居者及び同居者以外の従業員を雇用し、又は使用するとき。
- (2) 入居者及び同居者以外の者と共同で営業し、又は従事するとき。
- (3) 主要構造部分に影響を与える模様替又は増築を伴うとき。
- (4) 用途変更により、住宅としての用途に支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) 騒音、不特定多数の来客、夜間の多人数の出入り、頻繁な物品の搬出入その他近隣の迷惑になり、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(申請手続)

第3条 市営住宅の一部用途変更の承認を受けようとする者は、規則第18条の2に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許の写し
- (3) 部屋の模様替又は増築を伴う場合にあっては、規則第18条に規定する申請書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認事項の変更の届出義務)

第4条 一部用途変更の承認を受けている期間において、当該承認を受けている事項に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(承認の取消)

第5条 市長は、一部用途変更の承認を受けている入居者が次の各号いずれかに該当する場合は、当該承認を取消すものとする。

- (1) 第3条に規定する申請書又は添付書類に事実と異なる虚偽の記載をし、その他不正の行為により市営住宅の用途変更の承認を受けた場合
- (2) 前条に規定する届出義務を怠った場合
- (3) 条例第30条に規定する禁止行為をした場合
- (4) 条例第31条第1項第1号から同項第4号に規定する明渡請求の対象となる行為を行った場合

(休廃止の届出)

第6条 市営住宅の一部用途変更の承認を受けた者がその営業又は使用を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第7条 公営住宅法、条例、規則その他関係諸規定に違反する者には原則として市営住宅の一部用途変更を承認しない。

附 則

この要綱は平成 2 7 年 7 月 2 日から施行する。